

令和4年度　ふくおか課題解決応援プロジェクト 募集要項

社会福祉法人　福岡県共同募金会

「ふくおか課題解決応援プロジェクト」とは

本プロジェクトは、赤い羽根共同募金の一環として、従来の共同募金運動期間とは異なる1月から3月に地域や社会の解決したい課題や使いみち（テーマ）を明確にし、その課題解決に向けた募金活動を行い、地域課題の解決につなげていくものです。（地域課題解決型募金（テーマ型募金））

具体的には、福岡県内で活動する非営利団体等（以下、「団体」という。）が、課題解決の必要性や活動内容を住民に伝えながら、福岡県共同募金会（以下、「本会」という。）と一緒に募金活動を行い、寄せられた寄付金で課題解決のための活動を行います。

団体にとっては、赤い羽根共同募金というしくみを活用し、解決したい課題を住民にアピールする機会となり、住民にとって地域の課題を知り、寄付により課題解決のための活動を応援できる機会となります。県内の地域や社会の課題を皆で分かち合い、団体の活動の輪を広げる取組です。

1 実施主体及び役割

- (1) 本会…寄付金の募集・管理・お礼状及び領収書の送付・配分
 - (2) 団体…配分金使途計画立案・募金活動・地域課題解決のための事業実施
- ※ 広報活動については、実施主体が連携しながら実施します。

2 対象事業

- 福岡県内（広域）における地域や社会課題解決に向けて取り組む事業
ただし、次の事業は対象となりません。
- (1) 会員、構成員同士の親睦のみを目的としたもの
 - (2) 特定の個人活動またはそれに類するもの
 - (3) 国又は地方公共団体が設置または経営、もしくはその責任に属するとみなされるもの
 - (4) 他団体または下部組織への助成を目的としたもの

3 テーマ

上記2の対象事業の中で、団体が取り組む事業のテーマを団体に設定していただきます。

4 対象団体

県内で活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）で、下記の要件を満たした団体とします。

- (1) 県内に活動拠点を置き、県域または複数の市町村を対象として活動すること。
※ 同じ課題解決のため、複数の団体が集まって組織した連合体も対象とします。
- (2) 団体としての活動実績が1年以上あること。
※ 複数の団体で組織した連合体は、各団体の活動実績が1年以上あれば対象とします。
- (3) 団体の運営に関する規則（会則・定款等）があること。
※ 複数の団体で組織した連合体は、各団体の規則があれば対象とします。
- (4) 団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (5) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 共同募金運動を通して、課題解決の必要性や団体の活動を広く住民に伝え、寄付者からの信頼に応えることができること。

5 対象経費

団体が行う課題解決のために直接要する経費とし、管理経費については対象外とします。

- (1) 対象となるもの
講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、研修費、備品購入費（対象事業のみで使用するもの）、その他本会が必要と認める経費
- (2) 対象とならないもの
団体の運営に関わる人件費、事務費、視察費、飲食費またはそれに類する費用

6 申請方法

- (1) 申請書等の提出
参加団体申請書・事業計画書・事業実施予算書に必要事項を記入し、添付書類とともに本会に提出してください。
- (2) 申請額
20万円以上
- (3) 申請書受付期間
令和4年4月1日（金）から5月16日（月）まで
- (4) 募集団体数
3団体程度

7 参加団体の決定

団体から提出された申請書等に基づき、配分委員会で協議のうえ、理事会・評議員会で決定します。

8 募金活動

- (1) 実施期間（寄付金受付期間）
令和5年1月1日から3月31日まで

(2) 目標額

団体が使途計画を作成する際の共同募金配分申請額に、事務経費等を加算した金額を目標額とします。

(3) 募金活動

配分対象事業専用の寄付金振込用紙付チラシを作成し配布するなど、具体的な方法は本会と団体で協議のうえ決定します。

(4) 寄付金管理

すべて本会の金融機関預金口座で受け入れ管理します。

(5) お礼状及び領収書の送付

振込用紙に記載している住所へ本会が送付します（領収書は希望者のみ）。

※ 寄付者名などの個人情報は本会で適正に管理し、団体と情報共有します。

(6) 受入期間外寄付金の取扱い

受入期間外に寄せられた寄付金については、一般の共同募金配分の財源として取り扱います。

9 事務経費等

団体に寄せられた寄付額の11%を事務経費等としていただきます（本会が行う寄付金振込用紙付きチラシの作成や寄付金の管理、広報活動に係る事務費として8%、災害等準備金積立金として3%）。

また、団体が行う募金活動に要する直接経費（旅費等）は団体負担とします。

10 配分（令和5年度事業）

(1) 配分額の決定

募金実績確定後、事業計画の見直しを行ったうえで変更申請書を本会に提出してください。提出された配分変更申請に基づき、配分委員会で協議のうえ、理事会・評議員会で決定します。なお、団体に寄せられた寄付金から事務経費等を控除した額を配分します。

(2) 配分金の返還

事業実施終了後、配分金に余剰が生じた場合は本会に返還することとし、返還金は一般の共同募金配分の財源として取り扱います。ただし、寄付者の想いを尊重し、団体が翌年度に同事業を行う場合のみ再配分できることとします。

(3) 配分の取消

本要項に違反した場合、提出した書類に虚偽がある場合、配分決定した事業以外に配分金を使用した場合は、配分決定を取消し、配分金の返還を求めることがあります。

この場合の返還金については、上記（2）と同様に取り扱いますが、再配分は行いません。

11 事業実施

(1) 事業実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(2) 事業内容の変更・廃止

団体は配分決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、速やかに本会に届け出してください。

(3) 事業報告

団体は事業実施期間終了後、1か月以内に事業報告書を本会に提出してください。

12 申請から報告までのスケジュール

内 容	時 期
申請書等受付	令和4年5月16日まで
参加団体決定	令和4年6月下旬
参加団体との打合せ、募金活動準備	令和4年7月～12月
募金活動実施	令和5年1月～3月
活動状況中間報告	令和5年2月中旬
変更申請書提出	令和5年5月中旬
配分額決定、配分金交付	令和5年6月下旬
事業実施	令和5年7月～令和6年3月
事業報告	令和6年4月末まで

13 留意事項

本会では、各市区町村で10月から12月に各世帯を対象とした戸別募金や企業を対象とした法人募金及び職域募金を実施しているため、寄付者がこれらの募金と混同しないよう、十分に説明を行いながら募金活動を行ってください。

14 その他

本要項に定めのない事項については、本会と団体で協議のうえ決定します。

15 申請書提出・問い合わせ先

社会福祉法人 福岡県共同募金会

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

ホームページ <http://www.fuku-shakyo.jp/kyobo/index.html>